第14回　太田近接少年柔道大会要項

１．主　催　　太田柔道協会

２．主　管　　東毛経済同友会

３．後　援 太田市・太田市教育委員会　上毛新聞社　群馬テレビ

４．期　日　　平成２９年１１月１２日　(日)

 集合　９：００　　　開会式　１０：００

５．会　場　　太田市武道館２階　太田市内ヶ島町384-2　電話(0276) 45-8118

６．競技規則（１）国際柔道連盟試合審判規定(2017年施行の新ルール)及び国内における「少年大会特別規定」、全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法によって行う。

（２）優勢勝ちの判定基準は『技有』または『指導』差２以上とする。優劣の成

り立ちは以下の通りとする。

　「一本」＝「反則勝ち」＞「技有」＞「僅差」

　　　　　　（３）試合時間は２分とする。

７．競技方法

　(1)　高学年団体試合　(４～６年生)

 ア．１チームは監督１名・選手５名とする。

 イ．トーナメント戦を行う。

 ウ．チーム間の試合は勝ち抜き戦とする。

 エ．引き分けの場合、代表戦１回を行い、必ず勝敗を決する。試合終了時にスコアも「指導」も同等の時は旗判定で必ず勝敗を決する。ゴールデンスコアは行なわない。(休憩を挟むので、どの選手が出てもかまわない。)**代表戦も団体試合の判定基準に準ずる。(「技有」または「指導」差２以上)**

 オ．オーダーは、体重が最も重い者を大将とし、以下順次体重順に行う。選手が５名に満たない場合にも同様に行い、間に欠員をおかず、先鋒・次鋒の順に空ける。(選手は５人中３人以上で出場可能とする。)

 (2)　低学年団体試合　(１～３年生)

 ア．１チームは監督１名・選手５名とする。

 イ．トーナメント戦を行う。

 ウ．チーム間の試合は点取り戦とする。

 エ．同点の場合は得点内容を検討する。内容が同等の場合は代表戦１回を行い、必ず勝敗を決する。試合終了時にスコアも「指導」も同等の時は旗判定で必ず勝敗を決する。ゴールデンスコアは行なわない。(休憩を挟むので、どの選手が出てもかまわない。)**代表戦も団体試合の判定基準に準ずる。(「技有」または「指導」差２以上)**

 オ．得点内容をみる場合には、「一本」勝ち、「技あり」優勢勝ち、「僅差」優勢勝ちとに差をつける。

　　カ．トーナメントにおけるチーム間の勝敗は、次の順によって決定する。

　　　　①　勝ち数により決定する。

　　　　②　①において同等の場合は、「一本による勝ち」の数による。

③　②において同等の場合は、「技有りによる勝ち」の数による。

④　③において同等の場合は、代表戦により決定する。

 キ．オーダーは、体重が最も重い者を大将とし、以下順次体重順に行う。選手が５名に満たない場合にも同様に行い、間に欠員をおかず、先鋒・次鋒の順に空ける。(選手は５人中３人以上で出場可能とする。)

* 上記（1）(2)の試合においては、補員はなしとするが欠席者が出た場合には、当日の朝

受付け時に、選手変更を申し出て下さい。その場合には新たに体重順に配列し直します。

８．参加申し込み

 　ア．安全を最優先させる。不慮の負傷は応急処置を施すがそれ以上は責任を負わない。

イ．出場選手は、スポーツ保険に加入している者に限る。

ウ．高・低学年２チーム参加する場合は、各チームに監督を付けること。兼務不可。

エ．高・低学年とも、各団体１チームずつまでの参加とする。

オ．参加申込書は、Eメールで平成２９年９月１０日（日）必着のこと

※参加申込書は「群柔連太田支部」ホームページhttp://judo-oota-sibu.sakura.ne.jp/

よりダウンロードしてください。

（準備の都合上、期日厳守でお願いします。）

 ＜宛 先＞ 太田柔道協会　　担当　生方 純 ubujun@gmail.com

※お問い合わせ　総務　小川まで　090-2256-7835（平日午前8：30～12：00）

1. 会議

(1)　審判会議　１１月１２日（日）９：１５　太田武道館１階　剣道場

　(2)　監督会議　１１月１２日（日）９：３０　太田武道館１階　剣道場

10. 表彰

 （1）それぞれ優勝チーム以下第３位まで４チームに賞状等を授与する。

 （2）特別賞：特に目立って活躍した選手に授与する。

11． その他

20歳未満の選手および　その指導者は下記事項を厳守すること

イ. 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

ロ. 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急

専門医(脳神経外科)の精査を受けること。）

ハ.　練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

ニ.　当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。